

# JBA「第36回吹奏楽指導者認定試験」問題

(実施日：令和6年12月30日)

第36回「吹奏楽指導者認定試験」の問題は以下のとおりです。

## (1) 理論筆記試験

- ・1級：(別掲)
- ・2級：(別掲)
- ・3級：(別掲)

## (2) 編曲作品試験

次の課題曲について、参考編成表のとおりに編曲し、スコアを提出する。(但し打楽器は自由。)

- ・1級：滝 廉太郎 作曲 《花》

1小節～20小節目の頭までをト長調で編曲。編曲で参照する楽譜は、「独唱+ピアノ伴奏」のものとする。ただし、調性は「ト長調」で、小節数は「前奏4小節+メロディ16小節(一番まで)」のものとする。

(参考：教育芸術社『中学生の音楽2・3年生下』、音楽之友社『日本歌曲名曲集』、全音楽譜出版『日本名歌110曲集①』等)

- ・2級：山田耕筰 作曲 《赤とんぼ》

1小節～12小節目までをヘ長調で編曲。編曲で参照する楽譜は、「独唱+ピアノ伴奏」のものとする。ただし、調性は「ヘ長調」で、小節数は「前奏4小節+メロディ8小節」のものとする。

(参考：教育芸術社『中学生の音楽1』、音楽之友社『日本歌曲名曲集』、全音楽譜出版『日本名歌110曲集②』等)

- ・編曲作品は、令和7年1月15日(水)必着で郵送にてJBA事務局宛に提出のこと。
- ・編曲作品作成(スコア作成)に際して、コンピューター等で使用する楽譜作成ソフトを使用してもよい。
- ・楽譜作成ソフトを使用した場合は、楽譜をプリントアウトして、JBA事務局に郵送すること。

## (3) 合奏実技試験

- ・1級：受験者なし
- ・2級：(初見曲) J.S.バッハ作曲／アルフレッド・リード編曲「Forget Me Not, O Dearest Lord」の全曲の合奏指導を10分間行いなさい。その時、パート譜の間違いが8ヶ所有りますので、少なくとも2ヶ所を指摘・修正しなさい。

※初見曲の楽譜にメモをすることは可能で、試験場に携行して試験に使用してください。

(終了後は返却してください。) ※モデルバンド：明浄学院高等学校吹奏楽部

## (4) 指揮実技試験

- ・1級：(課題曲) R.V.ウィリアムズ作曲「イギリス民謡組曲」※受験者なし
- ・2級：(課題曲) R.V.ウィリアムズ作曲「イギリス民謡組曲」の「第1楽章」冒頭からリピート無しで98小節目まで及び「第2楽章」：冒頭から42小節目までを演奏指揮しなさい。  
※1級・2級共通：楽譜は各自準備してください。 ※モデルバンド：合奏実技試験に同じ。
- ・3級：斎藤秀雄著「指揮法教程」の「練習題No2」を演奏指揮しなさい。  
※楽譜は各自準備してください。 ※ピアノ伴奏を指揮する。

## (5) 小論文試験

- ・1級：公立中学校の部活動の地域移行の開始となる令和8年度まで、あと1年と少しくなりました。各地では移に向けた指導者や活動場所など、さまざまな課題を前に試行錯誤が続いているところです。部活動の地域移行が求められる背景、その課題、指導者として指導するバンド、とりまく環境における、理想とする合奏指導法を任意の吹奏楽作品をとりあげ具体的な事例を交えて論じなさい。字数は、4000字(400字詰原稿用紙換算10枚)程度とする。

- ・ 2 級：公立中学校の部活動の地域移行の開始となる令和 8 年度まで、あと 1 年と少しとなりました。各地では移行に向けた指導者や活動場所など、さまざまな課題を前に試行錯誤が続いているところです。今後どのように取り組むか、課題などを明確にし、指導者として理想とする合奏指導法の具体的な事例を交えて論じなさい。字数は、2 4 0 0 字（4 0 0 字詰原稿用紙換算 6 枚）程度とする。
- ・ 3 級：公立中学校の部活動の地域移行の開始となる令和 8 年度まで、あと 1 年と少しとなりました。各地では移行に向けた指導者や活動場所など、さまざまな課題を前に試行錯誤が続いているところです。今後どのように取り組むか、課題などを明確にし、指導者として理想とする合奏指導法またはバンド運営法の具体的な事例を交えて論じなさい。字数は、1 6 0 0 字（4 0 0 字詰原稿用紙換算 4 枚）程度とする。
- ・ 論文は、令和 7 年 1 月 1 5 日（水）必着で J B A 事務局宛郵送にて提出のこと。
- ・ 様式は自由とする。ただし、必ず用紙を用いて作成（P C 等を使用した場合は必ずプリントアウト）したものを出稿すること。
- ・ 小論文作成に際して、Chat GPT 等の生成系 A I の使用は認めない。
- ・ 小論文作成に際して、出版物（書籍等）やウェブページ等の文章（書籍・論文・ウェブページ）を、出典（著作者名）などを示さずそのまま用いたり、他人が作成した文章を自分の文章であるかのようにみせかける（代筆）といった剽窃（盗用）行為は禁止する。

[剽窃行為とみなされうる事例]

- ・ 出版物（書籍、雑誌、新聞等）やウェブページの文章や資料を、出典を示さずにそのまま用いる、あるいは語句を若干変更しただけで、あたかも自分で作成したような小論文を作成すること。
- ・ 小論文中で、文章や資料を引用した際に、引用した箇所を「 」などで具体的に明示せずに使用すること。なお、「〇〇参照」というように曖昧にしか触れないものは「明示した」とはみなされない。
- ・ 他人が作成した文章を、そのまま、あるいは語句を若干変更しただけで、あたかも自分が作成したかのようにみせかけて、小論文を作成すること。
- ・ 生成系 A I が作成した文章を、そのまま、あるいは語句を若干変更しただけで、あたかも自分が作成したかのようにみせかけ、小論文を作成すること。なお、小論文作成に際して、生成系 A I の使用は認めない（上記参照）。